

2017年5月25日

与党「ギャンブル等依存症対策の法制化に関するワーキングチーム」

座長 中谷 元 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

会長 柏木 一 恵

一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

会長 岡崎 直 人

ギャンブル等依存症対策の法制化に関する意見

現在、ギャンブル等依存症対策の法制化に向けて検討が進められていることと存じます。

ギャンブル等依存症対策基本法（以下「本法」という。）の制定は、ギャンブル等依存症対策として我が国初めてのものとして意義深いものであります。一方で、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「IR推進法」という。）への批判対策としての意味合いを色濃く映し出している様相も垣間見えます。

本法が実効性のある法律として機能するために、精神障害者の社会的復権と福祉の向上に取り組む専門職能団体として、下記の通り、意見を述べます。

記

1. ギャンブル等事業者及び消費者金融の広告規制を本法策定よりも優先すべきです。また、事業者へは自主的な取組みへの尊重ではなく、事業者であることの責任に基づく一定の費用負担も含めて、積極的に国が規制や予防等の実施を図るべきです。
2. アルコール健康障害対策と同じ枠組みで行われることに反対します。同じ依存症であってもアルコール依存症の治療施設、回復施設、援助者と比してそれぞれが圧倒的に不足している現状においては、治療・援助体制を作ることが喫緊の課題です。本法成立以前にギャンブル等依存症問題の調査・研究を踏まえたうえで治療・援助体制の構築を優先すべきです。
3. ギャンブル等依存症に関し専門的知識を有する者、ギャンブル等依存症を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者、社会福祉専門職等によって構成する関係者会議を設けるべきです。本法に基づく基本計画や全国展開される対策が総合的、計画的、

効果的かつ効率的に推進されるための合意形成には必要不可欠のことと考えます。

4. ギャンブル等依存症により、貧困やDV・虐待・離婚などの家庭内問題、自殺や犯罪など多くの社会生活上の問題が起こり得ます。都道府県における相談窓口等の拡充のためには、ギャンブル等依存症及び関連問題を支援する資質を備えた社会福祉専門職の配置が必要不可欠です。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp